

廃対第465号
令和2年1月31日

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会理事長 様

廃棄物対策課長

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について

日頃から、県の廃棄物行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について、別添のとおり環境省環境再生・資源循環局長から通知がありましたので、本通知内容について御承知おきいただくとともに、貴会員へ周知くださるようお願いいたします。

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策については。令和2年1月24日付け廃対第452号により通知したところですが、処理の業務にあたっては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」のほか、別添通知に記載のガイドライン等に御留意いただくようお願い致します。

なお、新型コロナウイルスについての情報は下記ホームページに掲載されておりますので御参照いただき、流行状況の把握や感染防止対策等について御配慮ください。

- 岐阜県ホームページ（中国湖北省武漢市で報告されている新型コロナウイルス関連肺炎について）

https://www.pref.gifu.lg.jp/kinkyu-juyo-joho/shingata_corona.html

- 厚生労働省ホームページ（中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- 内閣官房ホームページ（新型コロナウイルス感染症の対応について）

http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

岐阜県環境生活部 廃棄物対策課 産業廃棄物係			
担当係長	神谷	担当	三好
TEL	058-272-8217		
FAX	058-278-2607		

環循適発第 20013010 号
環循規発第 20013027 号
令和 2 年 1 月 30 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省環境再生・資源循環局長
(公 印 省 略)

廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について（通知）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年 1 月 22 日付け環循適発第 2001225 号・環循規発第 2001223 号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成 30 年 3 月）

（<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>）に基づく対策について通知したところですが、今般、令和 2 年 1 月 30 日付けで、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 3 月）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容に準拠し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、貴職におかれても指導監督始め必要な措置の実施に努めるとともに、貴管下廃棄物処理業者、関連医療関係機関等及び貴管下市町村に対し、周知徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

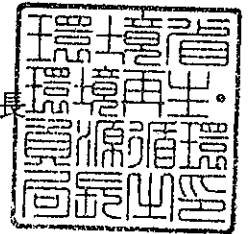
参考

- 「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

環循適発第 20013010 号
環循規発第 20013027 号
令和 2 年 1 月 30 日

公益社団法人 日本医師会
会長 横倉 義武 殿

環境省環境再生・資源循環局長



廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）（<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>）に基づく対策について通知したところですが、今般、令和2年1月30日付けで、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容について御理解の上、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、引き続き御協力いただくとともに、改めて貴会会員への周知等お願いします。

参 考

- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

環循適発第 20013010 号

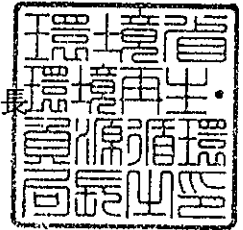
環循規発第 20013027 号

令和 2 年 1 月 30 日

公益社団法人 全国産業資源循環連合会

会 長 永 井 良 一 殿

環境省環境再生・資源循環局長



廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

廃棄物処理における新型コロナウイルスに関連した感染症対策の一環として、本年1月22日付け環循適発第2001225号・環循規発第2001223号環境省環境再生・資源循環局長通知により「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」（平成30年3月）

（<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>）に基づく対策について通知したところですが、今般、令和2年1月30日付けで、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、新たに内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置したところです。

廃棄物処理事業は、国民の生活を維持するために不可欠なサービスの一つであり、我が国において、新型コロナウイルスが流行した場合においても、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理を行うとともに、その事業を継続することが求められます。

このような状況を踏まえ、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成21年3月）（<http://www.env.go.jp/recycle/misc/new-flu/index.html>）において示している廃棄物処理事業者等が取るべき措置等の内容に準拠し、安全かつ安定的に廃棄物の適正処理が行われるよう、貴連合会におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、各都道府県協会及びその会員企業に周知徹底をお願いします。

参 考

- ・「新型コロナウイルス感染症の対応について」（内閣官房）
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html